

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで
② 昭和37年7月から44年7月まで

昭和37年1月から39年10月までの国民年金保険料は、両親に納付してもらい、39年11月の結婚後は、夫が保険料を納めていたと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうちの昭和38年1月から39年10月までの期間については、A市町村の被保険者名簿の記録から、40年12月23日に過年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間②のうちの37年7月から同年12月までの期間については、40年12月23日に過年度納付した時点では、納付の時効により納付できなかったものと推認される。

また、申立期間②のうちの昭和39年11月から44年7月までの期間については、申立人は、39年11月に結婚（夫は、共済組合に加入）した後も国民年金に任意加入しその夫が保険料を納付していたと主張するところ、A市町村及び社会保険事務所のいずれの記録でも、申立人の国民年金の加入記録は無く、申立人の保険料を納付することはできなかったものと推認される上、その夫も納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間①及び②のうち、結婚する以前の昭和39年10月までの期間の国民年金保険料の納付については、申立人の両親が納付していたと主張するところ、申立人自身は保険料納付に関与していないため、納付状況等が不明であり、A市町村の被保険者名簿の記録から、納付が確認できた38年1月から39年10月までの期間以外については、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から 39 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月1日から40年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所における資格取得日に係る記録を38年3月1日、資格喪失日に係る記録を40年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、38年3月から39年9月までを1万円、同年10月から40年2月までを1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月ごろから41年3月ごろまで
昭和38年3月ごろから3年間ぐらい、A事業所B営業所に勤務していた。

同じ仕事をしていた方々は、この期間について年金を受給している。
申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚及び申立人の姉妹の証言により、申立人は申立期間のうち、昭和38年3月1日から40年2月28日までの期間については、A事業所B営業所に勤務していたことが確認できる。

また、当時の複数の従業員の証言によれば、申立人の勤務形態は他の従業員と全く同じであったとしており、社会保険庁の記録から、勤務の確認できた当時の従業員は申立人を除き、いずれも厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

さらに、A事業所では、当委員会からの照会に対し、当時の資料が無いため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入の有無は不明であるが、厚生年金保険に加入する他の従業員と勤務形態が変わらないのであれば厚生年金保険に加入していたものと考えられると回答している。

加えて、申立人が申立期間当時婚姻していた夫は厚生年金保険に加入しているが、その夫の厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は夫の被扶養者とはなっていないことが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 40 年 3 月 1 日より後の期間については、申立人が当該営業所に勤務していたことを確認できる元同僚の証言が無く、申立人について同日以降も勤務し厚生年金保険料が給与から控除されていたとまでは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 3 月 1 日から 40 年 3 月 1 日までの期間において、厚生年金保険被保険者として、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人の当時の同僚の記録から、昭和 38 年 3 月から 39 年 9 月までを 1 万円、同年 10 月から 40 年 2 月までを 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所では当時の資料が保存されていないため不明であるとしているが、申立期間に係る A 事業所 B 営業所の被保険者原票において、健康保険の番号に欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、申立期間において複数回の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届が提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から管轄社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 3 月から 40 年 2 月までの期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日を平成2年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月31日から同年11月1日まで
② 平成3年1月17日から同年2月16日まで

株式会社A在職中に会社経営が悪化（のちに倒産）したので、平成2年11月1日に親会社である株式会社Bに転籍した。多少の遅延はあったが、給与は切れ目なく支給されていたので、同年10月及び3年1月の厚生年金保険料の天引きは行われていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の複数の同僚の証言から判断すると、申立人が株式会社A及びグループ会社の株式会社Bに継続して勤務し、申立期間①については株式会社Aにおいて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、申立人の株式会社Bの雇用保険の離職日の記録が平成3年1月16日であることが確認できる上、申立人はその後、退職したのは同年1月中旬であったかもしれないと主張を変遷させており、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険庁の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、（当時の）事業主は、納付したか否かについては不明としているが、事業主が、資格喪失日を平成2年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで
毎月、A市町村役場に行き、夫が夫婦二人分の保険料を納めていた。夫は現在、病に伏せているため、妻である私が代わりに申立てを行った。未納になっていることに納得がいかないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻は、当初、申立期間の国民年金保険料について、毎月、A市町村役場で申立人が夫婦二人分の保険料を納めていたと申し立てしていたところ、その後、「市町村内のある人から、保険料は納めなくても年金はもらえると言われ、加入してから何年かは保険料を納付していない期間があった。私の納付済みとなっている昭和37年11月から39年3月までの保険料は、夫の出稼ぎ中に、私が自分で働いたお金から納付したものであり、夫は納めていなかった。」と供述を変遷させている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年12月11日に夫婦連番で払い出され、資格取得は35年10月1日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、払出しの時点において、申立期間の一部は時効により納付することはできなかったものと推認される上、申立人の妻も、申立期間のうち36年4月から37年10月までの期間及び39年4月から40年3月までの期間については未納となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年4月から41年9月までA区のB事業所のオーナー宅に住み込みで働き、オーナーから、「二十歳になったら年金は掛けなければならぬ。」と教えられ、二十歳になると同時に国民年金に加入し、同年代の同僚と一緒に集金に来た方に玄関先で200円を支払い、シールを貼ってもらった記憶があるので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、住み込みで働いていた事業所のオーナーの勧めにより、二十歳になると同時に国民年金に加入し、同年代の同僚と一緒に申立期間の保険料を集金人に納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは当時23歳又は24歳であった昭和39年11月16日から40年11月15日までの間に行われ、資格取得は二十歳到達時の36年C月D日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認できる（申立人の記憶する同僚二人も同じ時期に二十歳に遡^{そきゅう}及した資格取得がされている。）上、社会保険事務所の記録では、申立人及び同僚二人とも申立期間については納付記録が無く、申立人と同僚一人については41年4月から納付されていることが、もう一人の同僚については全く納付されていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できず、ほかに払い出されていたことをうかがわせる事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から平成元年 7 月まで
申立期間の国民年金保険料については、父が妹の分と一緒に納めていた。妹の分が全部納まっているのに、自分の分が未納となっていることは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父親が納付していたと主張するが、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は保険料納付に関与していないため、保険料の納付状況等は不明である。

また、A市町村の保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入の届出年月日が平成3年5月28日であることが確認でき、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは同年6月、資格取得は昭和59年8月1日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から45年3月まで
申立期間の国民年金保険料について、A郵便局の窓口で昭和50年11月17日に1万7,980円と2,560円、51年1月19日に1万7,900円を、B都道府県のC市町村役場に対して郵便振替により納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和50年11月と51年1月の2回に分けて、D市町村内の郵便局から郵便振替によりC市町村役場に3万8,440円を納付したと主張するが、C市町村では郵便振替による国民年金保険料の納付はできなかったと回答している上、申立人が所持している郵便振替払込金受領証には納入科目が明記されていないため、当該払込金が国民年金保険料であることは確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和46年1月29日、資格取得は43年10月11日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、申立期間のうち、同年9月までの期間については、未加入期間であることから、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が納付したとする郵便振替払込金受領証の納付年月日から、申立期間の保険料は時効により過年度納付することはできなかったものと推認されるとともに、1回目の納付年月日である昭和50年11月17日は第2回特例納付期間内ではあるものの、制度上、市町村役場に対して特例納付を行うことはできない上、特例納付した場合の保険料額（月額900円）とも一致していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年4月まで
昭和44年6月に株式会社Aを退職後、母親がB市町村役場C支所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が納付していたと主張するが、申立人の母親が申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付には関与していないため、国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和51年2月23日、資格取得は50年9月1日に遡及^{そきゅう}して行われていることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間となっており、手帳記号番号が払い出された時点では、既に時効により保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できなるとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 18 日から 37 年 6 月 24 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであるが、脱退手当金は受け取っていないので納得できない。当時、脱退手当金の制度があることも知らなかった。どのような方法で支払われたのか調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る A 事業所を退職した際に脱退手当金を受給していないと主張しているが、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、同事業所の厚生年金保険被保険者の中で、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの 5 年間において、脱退手当金の支給記録があり被保険者原票が保管されている者が申立人を含めて 17 人確認でき、同事業所では、「申出があれば事業所で代理請求をしていた。」と回答していることから、申立人についても代理請求がなされたとしても不自然ではない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 19 日から 42 年 4 月 29 日まで
② 昭和 42 年 5 月 25 日から 44 年 10 月 1 日まで
当時の自分は、脱退手当金の制度自体を知らなかったもので、請求した覚えは無く、受け取ってもいない。また、支払いが昭和 45 年 3 月となっているが、退職から半年も経ってからの支払いとは時間がかかり過ぎではないか、社会保険事務所の記録自体が誤りではないのか。脱退手当金を支払ったとすれば、いつ誰に支払ったのか領収書を示してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示「脱手支給済 45. 3. 6」が記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 45 年 3 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金が支給された記録となっている株式会社 A 及び B 社における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、同一番号で管理されているものの、その後に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者記号番号は、別の記号番号とされており、脱退手当金が支給されたために別の記号番号とされたと考えることが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 4 日から 37 年 7 月 26 日まで
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで

私がA株式会社へ問い合わせしたところ、当時の事務担当者がいろいろ調べてくれて、脱退手当金の申請書類など提出していないと言われた。支給日が昭和42年4月27日とあるが、当時、私名義の預金通帳は持っていなかったため、振り込まれる訳がないし、社会保険事務所へ受け取りに行った記憶も無い。主人も全く知らないと言っている。脱退手当金が支給されたのであれば振込みを証明するもの、または領収書などがあって当然ではないか。ただ申請書類が保存されていないので回答できないでは納得できないし、行政の無責任としか言いようがない。再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示「脱退手当金 42. 4. 8」が記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年4月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 11 日から 22 年 2 月 28 日まで
昭和 17 年 10 月から A 事業所において勤務し、製作業務等を行い、途中、19 年 6 月から同年 9 月までは B 都道府県に出征し、終戦後の 22 年 2 月に事業主との業務上のトラブルにより即日退職した。

昭和 58 年の年金裁定時に脱退手当金が支給済みであるとされたが、私は、印鑑等の関係書類を置いたまま退社し、その後は会社には一度も出向いておらず、脱退手当金を請求したり、受け取った記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「事業主との業務上のトラブルにより即日退職し、その日に現場で賃金をもらい、印鑑等関係書類を置いたまま退社したので、脱退手当金を請求しておらず、受給していない。」と主張しているが、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、脱退手当金が支給されたことが記録されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、退社の経緯から、脱退手当金の請求を行うことはできなかったと主張するが、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず、当時、申立人が脱退手当金を請求することが不可能な状況にあったとまでは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から 14 年 2 月 26 日まで

私は、A株式会社の代表取締役として厚生年金保険に加入していた。平成 14 年 2 月 24 日に会社が不渡りを出したことに伴い、同年同月 26 日付けで会社として社会保険を脱退した。同日だったと思うが、社会保険事務所職員から、私の標準報酬月額を 13 年 6 月にさかのぼって減額し、滞納分の保険料を清算するよう勧められたため、方々にご迷惑をかけてはいけないと思い、その差額分を 14 年 2 月末に納めるべき滞納保険料に充当した記憶がある。

当時の処理を訂正し、私の標準報酬月額を当初の額に回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A株式会社の代表取締役として同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録や同社の閉鎖登記簿謄本等により認められる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 2 月 26 日）の後の平成 14 年 3 月 8 日付けで 13 年 6 月から 14 年 1 月までの 8 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、「社会保険事務所からの勧めを受け、従業員を始め周囲の方に迷惑をかけてはいけないと考えたので、平成 13 年 6 月から 14 年 1 月までの期間について、自らの標準報酬月額の減額を承諾し、滞納保険料に充当した。」としており、申立人は、同社の事業主として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役とし

て自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月ごろから32年2月ごろまで
年金の受給を始めたころ、以前勤めていたA事業所とB事業所の厚生年金保険の記録が無いとのことだったため、直接、C社会保険事務所とD社会保険事務所へ問い合わせた。A事業所については、加入期間が確認できたとの回答をもらったが、B事業所については何も連絡が無く、そのままになってしまった。

当時、B事業所へはE公共職業安定所の紹介で就職し、官庁等への商品の納入と販売をしていた。所員は、所長を含め4人だったと記憶している。50年も前のことなので、保険料控除を確認できる資料等は見当たらないが、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するが、社会保険事務所の記録では、B事業所は厚生年金保険適用事業所とはなっていないことが確認できる上、申立人は、B事業所で常時勤務していた従業員は、事業主を含め4人であったとしており、B事業所は、当時、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったものと推認される。

また、B事業所の事業主は、昭和35年3月1日に別の事業所で初めて厚生年金保険に加入しており、申立人と同様に、申立期間当時は厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

さらに、事業主は既に死亡している上、申立人が記憶している当時の同僚の所在を確認することもできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 20 日から 49 年 1 月 5 日まで

昭和 48 年から 51 年まで A 株式会社に経理事務の正社員として勤めていた。主人の転勤で B 市町村に来て、初代社長にあいさつに伺った際に声をかけていただき、短期の経理の仕事（短期債権元帳の内訳明細書の作成）を承った。その仕事が片付いた後、入社してもらえないかとの話をいただいた。

私と前後して同僚二人が就職したが、社員番号及び健康保険証番号は、私を挟んで 3 人が連番だったことを覚えている。同社における私の厚生年金保険の加入は、昭和 49 年 1 月 5 日となっているが、申立期間についても厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社の保管する申立人の「健康保険被保険者資格取得届確認および標準報酬決定通知書」（C 健康保険組合理事長から同社取締役社長あて通知）から、申立人が昭和 49 年 1 月 5 日に健康保険被保険者資格を取得したことが確認でき、雇用保険の記録から、申立人の同事業所における雇用保険被保険者資格取得日も同年 1 月 5 日となっていることが確認でき、いずれの記録とも申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、C 健康保険組合が保管している申立人の夫の被保険者台帳から、申立人は、申立期間においては、その夫の被扶養者として認定されていたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管するA株式会社の被保険者原票には、申立人の加入記録は昭和49年1月5日に被保険者資格を取得した記録以外に無く、申立期間において、整理番号に欠番もみられない。

加えて、申立人の採用経緯を知る初代社長は既に死亡しており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月から同年秋まで
② 昭和 36 年 5 月から同年秋まで
③ 昭和 37 年の春から同年 11 月まで

昭和 35 年からの 3 年間の春から秋まで A 事業所に勤務していた。当時 30 人ぐらいがおり、事務の B さん、C さん、他 6 人の作業員と一緒に働いていた。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間について、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している当時の同僚のうち、事務職員として勤務していた同僚一人から、「昭和 35 年から 40 年までの期間について、A 事業所における厚生年金保険の新規加入者はすべて事務職であり、作業員の加入は無かった。」との証言が得られている上、申立人が申立期間当時、作業員として一緒に勤務していたと記憶している同僚 6 人についても、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無い。

また、A 事業所における厚生年金保険の新規加入者の推移をみると、昭和 33 年度は 306 人、34 年度は 453 人と多くの加入が認められるが、申立期間の 35 年度以降については、35 年度 4 人、36 年度 15 人、37 年度 10 人と激減していることが確認できる上、申立期間について、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認するも、健康保険の番号に欠番も無く、申立人の加入記録は確認できない。

さらに、D 事業所では、申立人の人事記録を保管していないため、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 21 日から 11 年 2 月 21 日まで

私は、平成 3 年 3 月 18 日から 19 年 10 月 31 日まで、A 株式会社 B 営業所に勤務していた。13 年 8 月からパート社員となったが、それまでの期間は、厚生年金保険に加入できる労働条件で働いていたはずである。申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 株式会社の保管する労働者名簿から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 株式会社の保管する申立人の給与支給明細書（ただし、申立期間のうち平成 8 年 4 月分から 11 年 1 月分まで）から、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認でき、同社では、平成 6 年 8 月分から 8 年 3 月分までの給与支給明細書は残っていないが、同期間についても 8 年 4 月分以降と同様に、申立人の週当たりの所定労働時間は、同社の就業規則で定める一般正社員の週当たりの所定労働時間の 4 分の 3 に満たなかったことから、厚生年金保険の適用は無く、厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えられると回答している。

さらに、申立人の夫が勤務していた C 株式会社が管理するその夫の健康保険被扶養者調書（異動届）から、申立人は、平成 6 年 9 月 9 日から 12 年 10 月 20 日までの期間について、夫の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 47 年 4 月まで
昭和 46 年 10 月から 47 年 4 月まで、A 株式会社に勤務し、B 工事現場で働いた。当時、風邪で病院に行き、C 健康保険を使ったことを覚えているので、厚生年金保険にも加入しているのではないかと。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が B 工事現場で働いていたことは推認できるが、D 事務所では、B 工事の着工は昭和 49 年からであり、申立期間当時は工事の調査段階で工事は行っていなかったとしており、申立人の勤務時期に関する記憶は曖昧である。

また、当時の同僚の一人は、「元請けは A 株式会社であるが、勤めた事業所は E 事業所であった。」とし、別の同僚は、「事業所の名前や厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかについては記憶に無い。」と証言しており、申立人及び同僚二人の E 事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、申立人を含めた 3 人がいずれも、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、A 株式会社では、申立期間及び B 工事期間中において申立人及び申立人の記憶している同僚二人を雇用した記録は無く、季節労働者及び現地採用者は厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

加えて、申立人が加入していたと記憶する C 健康保険は、政府管掌健康保険と異なり、厚生年金保険の加入と一体のものとはなっていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 4 日から同年 4 月 1 日まで
A 社 B 事業所に勤務した期間について、厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の所長の証言により、申立人が申立期間当時、A 社 B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社では、「当時は、通常、試用期間を 3 か月経過した正社員雇用の者について健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用をしていた。」と回答しており、申立人の当時の同僚も、「試用期間経過後に社会保険を適用された。」と証言している。

また、当時の所長及び同僚は、「給料の支給は、試用期間は現金で、正式採用後は振込みにより行われていた。」としているところ、申立人は給料は現金で支給されていたとしている。

さらに、申立期間については、雇用保険の加入記録も無く、同事業所で加入する健康保険組合にも加入しておらず、申立人は国民健康保険に加入していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 29 年 12 月まで
昭和 28 年の中学卒業と同時に就職し、住み込みで A 事業所において働いた。月給は 4,500 円で、食費として 3,000 円支払っていた。
昭和 29 年冬ごろ、都合により退職したが、勤務していた期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。
なお、同事業所には昭和 41 年 6 月に再入社し、同年 6 月から 58 年 10 月までの厚生年金保険に加入した記録もある。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚は、「高校卒業後に入社したが、社会保険には 1 年間の試用期間の後で加入した。」と証言しており、A 事業所では、当時、従業員を一定期間の試用期間を経てから社会保険に加入させていたものと考えられる。

また、社会保険事務所の保管する同事業所の被保険者名簿の記録から、申立人が同事業所において昭和 41 年 6 月から 58 年 10 月までの期間において厚生年金保険に加入していることは確認できるが、申立期間における加入記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もみられない。

さらに、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料を控除されていたかどうかの記憶が無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。